

## 委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	市民協働部 市民活躍課
委託業務番号	令和5年度 長市活第31号
委託業務名称	令和5年度自治振興事業委託
委託業務場所	長浜市
業務の概要	(1)各自治会との連絡調整 (2)自治会組織の運営及び発展に関する研究事業の実施 (3)協働による地域づくりの推進と地域コミュニティの醸成にかかる事業 (4)市政の振興と明るく住みよいまちづくりの推進
履行期間	令和5年4月1日 から 令和6年3月31日 まで
契約年月日	令和5年4月1日
契約額(税込)	1,700,000円
契約の相手方	[所在地又は住所] 長浜市八幡東町632番地 [商号又は名称] 長浜市連合自治会
契約相手方の選定理由	市民の自治意識の高揚と自治活動の振興を図り、自治会長相互の連絡協調と親睦を図り、円滑な職務遂行に努めること、また、市政との協働により、明るく住みよいまちづくりの推進に努めることを目的として組織された長浜市連合自治会に、市政事務の一部を委託することにより、各自治会組織(住民組織)に対し、きめ細かな活動(サービス)を行うことができる。 さらには、各地区連合自治会長が、その構成員であることから地域リーダーの育成にも繋がり、より一層の発展を促すことができる。
根拠規定	<b>地方自治法施行令第167条の2第1項</b> (該当する項目に○印)  売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格(賃借の契約にあつては、予定賃借料)の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。 (1) 貸借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。 (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。 (8) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。 (9) 落札者が契約を締結しないとき。